資料２

幼児教育・保育の無償化に伴う関係条例等の改正について

１　条例

（1）北広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

・食事の提供費用の徴収について内容変更

・特定地域型保育事業の連携施設について認可基準と整合

（2）北広島市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例

・子育てのための施設等利用給付（新設）についての定めを追加

（3）北広島市保育所条例

・公立保育園の給食費の実費徴収を追加

・一時預かり・延長保育の使用料

２　規則

（1）北広島市子ども・子育て支援法施行細則

・対象者の利用者負担基準額をゼロとする改正

・多子軽減の規定を３歳未満の保育認定子どもに限定、多子の範囲追加

・子育てのための施設等利用給付（新設）の確認申請

（2）北広島市会計規則

・概算払いのできる経費（63 条）に「子ども・子育て支援給付に係る給付費」を追加

３　訓令

（1）事務決裁規程

４　要綱

（1）北広島市特定教育・保育施設等の実費徴収に係る補足給付実施要綱

・新制度幼稚園の給食費補助を削除

・未移行幼稚園の給食費補助の新設

５　スケジュール

7 月 26 日（金）	民生常任委員会
8 月 2 日（金）	子ども・子育て会議
8 月下旬	会派説明
9 月 9 日（月）	3 定開会
10 月 1 日（火）	条例等施行（予定）

令和元年10月１日から

３歳から５歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

※　0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

○　**幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する３歳から５歳までの全ての子供たち**の利用料が無償化されます。

- 幼稚園については、月額上限2.57万円です。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月１日から小学校入学前までの3年間です。
  （注）幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。
- 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定や市町村によって償還払いの手続きが必要な場合がありますので、お住まいの市町村にご確認ください。

○　**０歳から２歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象**として利用料が無償化されます。

- さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

（注）北広島市にお住いの年収640万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問わず、0歳から2歳までの第2子以降は無償となります。

【対象となる施設・事業】

○　幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象**とされます。

（注）地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

○　無償化の対象となるためには、お住いの市町村から**「保育の必要性の認定」を受ける必要**があります。

（注）原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

○　幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

○　無償化の対象となるためには、お住いの市町村から**「保育の必要性の認定」を受ける必要**があります。

（注1）保育所、認定こども園等を利用していない方が対象となります。

（注2）「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

○　**３歳から５歳までの子供たちは月額3.7万円まで、０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円まで**の利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

○　**認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

（注）認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

○　**就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、３歳から５歳までの利用料が無償化**されます。（北広島市では、既に無償化を実施しています。）

問い合わせ先：北広島市子育て支援部子ども家庭課

TEL:011-372-3311（内線2206）　　MAIL：kodomo@city.kitahiroshima.jg.jp

幼児教育・保育の無償化の主な例

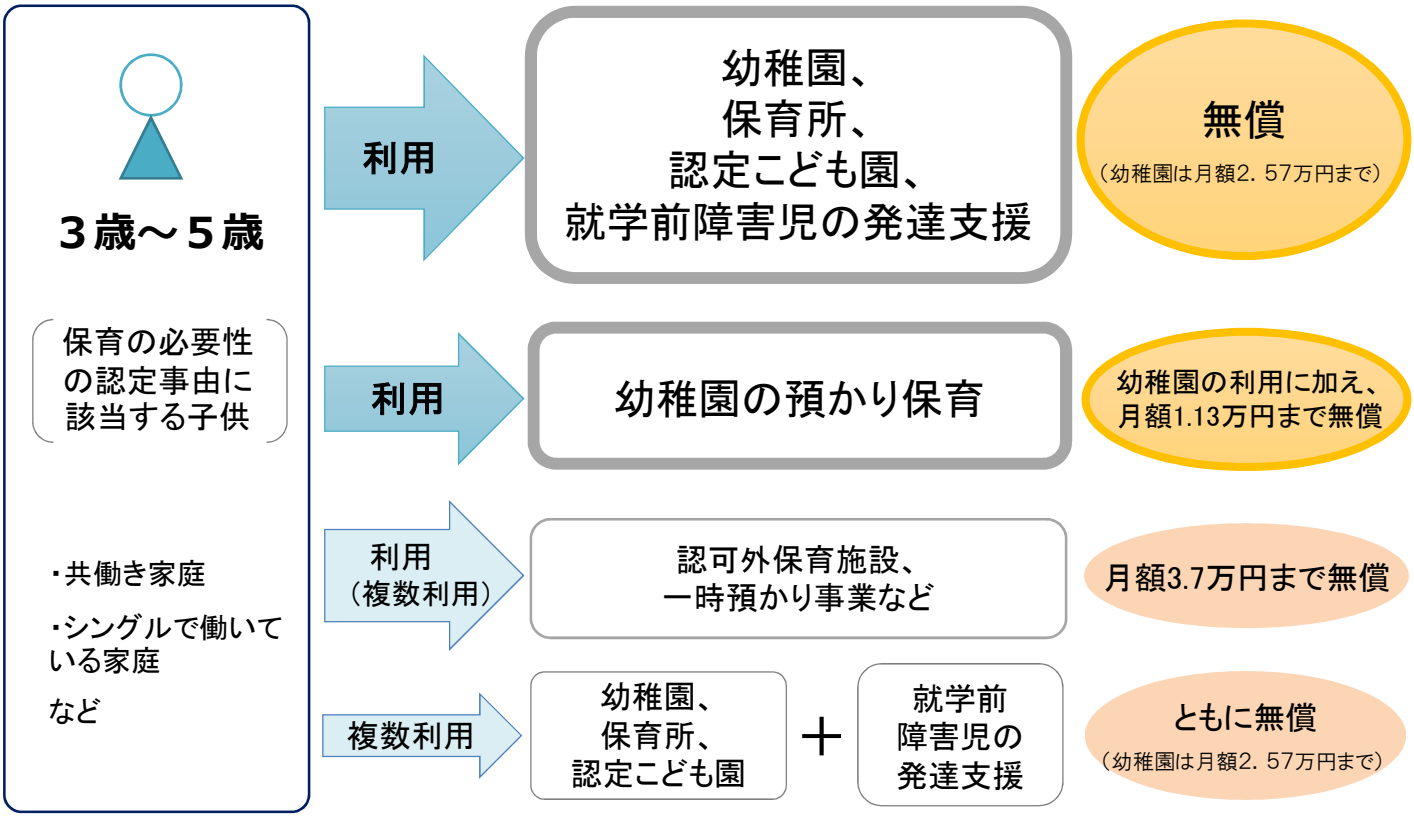

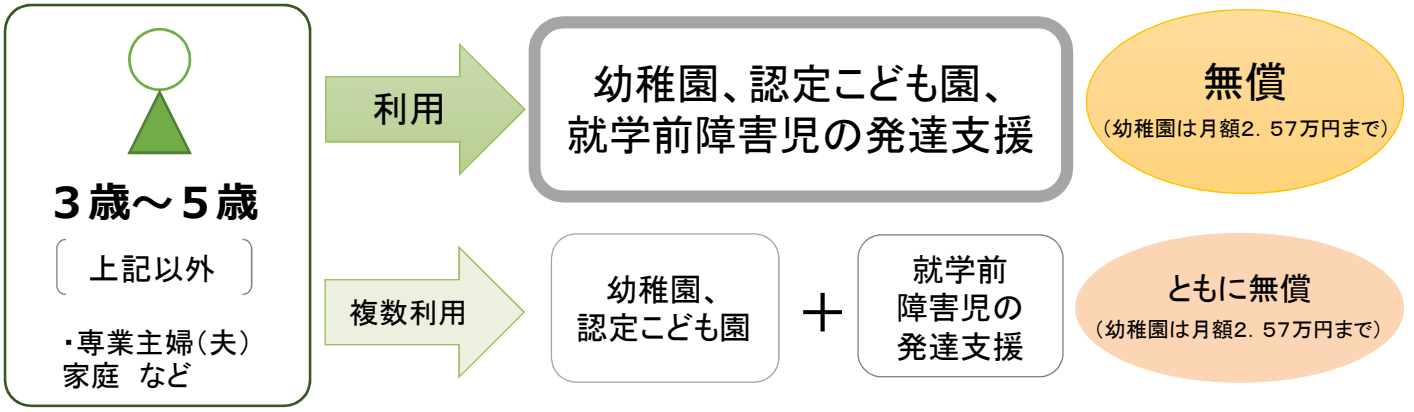

※　住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる（認可外保育施設の場合、月額4．2万円まで無償）。

（注1）幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

（注2）認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

（注3）例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も対象。